



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次	(※については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 規則			
* 38	建築士法施行細則の一部を改正する規則	(建築住宅課)	1
* 39	和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(")	4
○ 告示			
209	昭和26年和歌山県告示第1132号 (建築基準法第6条第1項第4号の指定) の一部改正	(都市政策課)	4

規 則

和歌山県規則第38号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則 (昭和26年和歌山県規則第4号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(登録事項) 第 5 条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 氏名 (3)～(6) 略 (登録事項の変更) 第 6 条 二級建築士又は木造建築士は、氏名に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に登録事項変更届 (別記第 3 号様式) に戸籍謄本又は戸籍抄本を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。 (登録済の通知) 第37条 知事は、法第23条の 3 第 2 項の規定による登録済の通知をするときは、<u>登録通知書により行うものとする。</u> (登録通知書の返納) 第40条 建築士事務所の開設者が、法第26条第 1 項又は第 2 項の規定により、登録を取り消されたときは、直ちに<u>登録通知書</u>を知事に返納しなければならない。 2 法第23条の 7 の規定により、同条各号に掲げる者が、廃業等の届出をするときは、当該建築士事務所の<u>登録通知書</u>を知事に返納しなければならない。 (規定の適用) 第44条 略 2 法第26条の 3 第 1 項の規定により知事が指定	(登録事項) 第 5 条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) <u>氏名、生年月日及び性別</u> (3)～(6) 略 (登録事項の変更) 第 6 条 二級建築士又は木造建築士は、氏名又は性別に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に登録事項変更届 (別記第 3 号様式) に戸籍謄本又は戸籍抄本を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。 (登録済の通知) 第37条 知事は、法第23条の 3 第 2 項の規定による登録済の通知をするときは、<u>登録済印 (別記第 7 号様式) を押印した登録申請書の副本を添付するものとする。</u> (登録申請書副本の返納) 第40条 建築士事務所の開設者が、法第26条第 1 項又は第 2 項の規定により、登録を取り消されたときは、直ちに<u>登録済印のある登録申請書の副本</u>を知事に返納しなければならない。 2 法第23条の 7 の規定により、同条各号に掲げる者が、廃業等の届出をするときは、当該建築士事務所の<u>登録済印のある登録申請書の副本</u>を知事に返納しなければならない。 (規定の適用) 第44条 略 2 法第26条の 3 第 1 項の規定により知事が指定

する者（以下「指定事務所登録機関」という。）が同項に規定する事務所登録等事務（以下「事務所登録等事務」という。）を行う場合における第37条から第40条までの規定の適用については、第37条及び第40条中「知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、第37条中「法第23条の3第2項」とあるのは「法第26条の4第1項において読み替えて適用する法第23条の3第2項」と、第38条中「法第23条の5第1項又は第2項」とあるのは「法第26条の4第1項において読み替えて適用する法第23条の5第1項又は第2項」と、「別記第8号様式」とあるのは「指定事務所登録機関が定めるところ」と、第39条中「法第23条の7」とあるのは、「法第26条の4第1項において読み替えて適用する法第23条の7」と、「別記第9号様式」とあるのは「指定事務所登録機関が定めるところ」と、第40条第2項中「法第23条の7」とあるのは「法第26条の4第1項において読み替えて適用する法第23条の7」とする。

する者（以下「指定事務所登録機関」という。）が同項に規定する事務所登録等事務（以下「事務所登録等事務」という。）を行う場合における第37条から第40条までの規定の適用については、第37条及び第40条中「知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、第37条中「法第23条の3第2項」とあるのは「法第26条の4第1項において読み替えて適用する法第23条の3第2項」と、「登録済印(別記第7号様式)」とあるのは「登録済印」と、第38条中「法第23条の5第1項又は第2項」とあるのは「法第26条の4第1項において読み替えて適用する法第23条の5第1項又は第2項」と、「別記第8号様式」とあるのは「指定事務所登録機関が定めるところ」と、第39条中「法第23条の7」とあるのは、「法第26条の4第1項において読み替えて適用する法第23条の7」と、「別記第9号様式」とあるのは「指定事務所登録機関が定めるところ」と、第40条第2項中「法第23条の7」とあるのは「法第26条の4第1項において読み替えて適用する法第23条の7」とする。

別記第3号様式（第6条関係）を次のように改める。

別記第3号様式(第6条関係)

二級
木造 建築士登録事項変更届

私は、このたび下記のとおり登録事項に変更が生じたので、建築士法施行細則第6条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所
氏 名

登録番号 第 号
登録年月日 年 月 日

記

1 変更

登 録 事 項		変 更
ふ り が な 氏 名		

2 変更年月日

3 変更の理由

(日本産業規格A列4番)

別記第7号様式を次のように改める。

別記第7号様式 削除

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県規則第39号

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県建築基準法施行細則（昭和47年和歌山県規則第98号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(確認申請書に添付する図書) 第2条 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）には、省令第1条の3及び省令第3条に規定する図書のほか、次の各号に定める図書を添付しなければならない。 (1)～(3) 略 (4)・(5) 略	(確認申請書に添付する図書) 第2条 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）には、省令第1条の3及び省令第3条に規定する図書のほか、次の各号に定める図書を添付しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 法第6条第1項第4号に規定する建築物にエレベーター又は小荷物専用昇降機（政令第146条第1項第2号に掲げるものに限る。）を設置する場合は、その能力、設置方法等を示す図書 (5)・(6) 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第209号

昭和26年和歌山県告示第1132号（建築基準法第6条第1項第4号の指定）等の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

次に掲げる告示中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第3号」に改める。

- 1 昭和26年和歌山県告示第1132号（建築基準法第6条第1項第4号の指定）
- 2 昭和26年和歌山県告示第1333号（建築基準法第6条第1項第4号の指定区域）
- 3 昭和27年和歌山県告示第427号（建築基準法に基く確認並びに屋根不燃区域の指定）
- 4 昭和28年和歌山県告示第90号（建築基準法に基く確認並びに屋根不燃区域の指定）
- 5 昭和35年和歌山県告示第207号（建築基準法に基づく確認区域並に屋根不燃区域の指定）
- 6 昭和36年和歌山県告示第131号（建築基準法に基づく確認区域の指定）
- 7 昭和46年和歌山県告示第109号（建築基準法第6条第1項第4号の地域指定）